

○警察官等拳銃使用及び取扱い規範の解釈及び運用について

(平成13年11月30日例規第47号)

[沿革] 令和元年8月例規第31号、2年3月第14号、4年3月第2号、5年7月第19号改正

この度、警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部を改正する規則（平成13年国家公安委員会規則第13号）が制定され、平成13年12月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨及び内容については、「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部を改正する規則の制定について」（平成13年11月9日付け警察庁乙官発第24号）により示されているところであるが、その解釈及び運用については下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 第2条第2項（兇悪な罪）関係

(1) 第1号関係

第1号には「不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪」のうち代表的なものを掲げたが、このほかに例えば次のようなものが考えられる。

なお、各号に該当する罪に未遂罪がある場合は、これも「兇悪な罪」に該当することとなる。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第82条（外患援助）、第99条（被拘禁者奪取）、第100条（逃走援助）、第101条（看守者等による逃走援助）、第109条（非現住建造物等放火）、第110条第1項（建造物等以外放火）、第111条（延焼）、第114条（消火妨害）、第117条第1項（爆発物破裂）、第118条（ガス漏出等及び同致死傷）、第120条第1項（非現住建造物等浸害）、第121条（水防妨害）、第125条（往来危険）、第127条（往来危険による汽車転覆等）、第143条（水道汚染）、第144条（浄水毒物等混入）及び第147条（水道損壊及び閉鎖）の罪

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第38条及び第39条の罪

ウ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第26条及び第27条の罪

エ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第51条の罪

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第115条の罪

カ 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和39年法律第111号）第2条第1項の罪

キ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）第2条の罪

ク 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）第1条、第2条、第3条及び第4条の罪

ケ 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）第9条の罪

コ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第5条及び第6条の罪

(2) 第2号関係

第2号には「人の生命又は身体に危害を与える罪」のうち代表的なものを掲げたが、このほかに例えば刑法第181条（不同意わいせつ等致死傷）、第221条（逮捕等致死傷）等第3号に掲げる罪の致死傷の罪が含まれる。

(3) 第3号関係

第3号には「人の生命又は身体に対し危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によって行われる罪」のうち代表的なものを掲げたが、このほかに例えばその目的、方法等によって刑法第176条（不同意わいせつ）、第220条（逮捕及び監禁）等の罪が考えられる。

2 第4条（あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合）関係

(1) 第1項関係

拳銃の取り出しは、拳銃を使用するための準備行為に過ぎず、使用には当たらないので、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第7条本文の要件は必要ない。

(2) 第2項関係

「相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない」とは、拳銃を見せびらかす等相手を挑発するような言動を慎むべきことを規定したものである。

(3) 具体例

あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる具体例は、別表1のとおりである。

3 第5条（拳銃を構えることができる場合）関係

(1) 第1項関係

「法第7条本文に規定する場合」とは、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合」である。

(2) 第2項関係

拳銃の構え方には腰に構える、体の前に構える、相手に突きつける等があり、一般的に相手に与える畏怖の程度は腰に構える場合が最も弱く、相手に突きつける場

合が最も強いとされているが、拳銃を構えるに当たっては、「相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情」と拳銃の構えによって与える畏怖の程度を勘案した上で、適切な構え方をしなければならない。

(3) 具体例

拳銃を構えることができる具体例は、別表2のとおりである。

4 第6条（拳銃を撃つ場合の予告）関係

予告によって相手の行為を制止することができるのであれば、拳銃を撃つ必要はないことから、威嚇射撃をする又は相手に向けて撃つ場合には、原則として相手に予告しなければならない。ただし、事態が急迫であって予告するいとまがないとき又は予告することによりかえって相手を興奮させてしまうなど相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、相手に予告することを要しない。

予告することなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例は、別表3のとおりである。

5 第7条（威嚇射撃をすることができる場合）関係

(1) 第1項関係

「法第7条本文に規定する場合」とは、規範第5条の場合と同じである。

「多衆を相手にするとき」とは、相手が複数であるため、特定の者に向けて拳銃を構え、又は特定の者に予告しても相手の行為を制止することができず、威嚇射撃が相手の行為を制止する手段として適当であると認められる場合である。

「相手に拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるとき」とは、実際に拳銃を構えたにもかかわらず相手が行為を中止しない場合、第1現場において拳銃を構えたにもかかわらず相手が行為を中止せず、第2現場において拳銃を構えても行為を中止しないと認める場合、犯人が背を向けて逃走中であるなど拳銃を構えることが効果を発揮しない場合等が考えられる。

「上空その他の安全な方向」とは、安全な方向の典型として「上空」を挙げたが、上空が安全でない場合又は上空より安全な方向がある場合には「その他の安全な方向」に向けて撃つことになる。

(2) 第2項関係

「人に危害を及ぼし、又は損害を与える」とは、相手及び相手以外の第三者に直接又は跳弾等により危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えることを指す。

「その回数も必要最小限にとどめる」とは、威嚇射撃により相手が行為を中止した場合や威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めた場合には、それ以上威嚇射撃は不必要であり、これを避けるべきことを規定したものである。

(3) 第3項関係

「威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき」とは、第1現場において威嚇射撃をしたにもかかわらず相手が行為を中止せず、第2現場において威嚇射撃をしても行為を中止しないと認める場合、騒音の中など威嚇射撃が効果を発揮しない場合等が考えられる。

「周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるとき」とは、雑踏、繁華街などで、威嚇射撃をすることによって相手若しくは相手以外の第三者に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えるおそれがある場合を指す。

(4) 第4項関係

「その他の物」とは、犯人の逃走の用に供する車両等を指す。この場合においても、相手や相手以外の第三者に対し直接又は跳弾により危害等を及ぼすことのないように注意しなければならない。

また、相手が乗車している車両に向けて拳銃を撃つ場合のうち、相手に危害を及ぼすおそれがあるときは、「相手に向けて拳銃を撃つ」場合に該当するので、第4項ではなく、規範第8条の定めるところによらなければならない。

なお、走行中の車両のタイヤへの射撃は、逃走防止等の効果が低く、むしろ跳弾の可能性が極めて高いことから、厳に慎むべきである。

(5) 具体例

威嚇射撃をすることができる具体例は別表4、威嚇射撃をすることなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例は別表5、狂犬等の動物その他の物に向けて撃つことができる具体例は別表6のとおりである。

6 第8条（相手に向けて拳銃を撃つことができる場合）関係

(1) 第1項関係

「法第7条ただし書に規定する場合」とは、正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合又は同条ただし書各号のいずれかに該当する場合であるが、「兇悪な罪」の犯人や逮捕状等を執行された犯人が警察官の職務執行に抵抗したり逃亡しようとしたからといって、すべて相手に向けて拳銃を撃つことができるわけではなく、拳銃の使用の必要性、法益の均衡、反撃行為の態様等を総合的に勘案して「他に手段がないと警察官において信じるに足りる相当な理由」のある場合に限って相手に向けて拳銃を撃つことができることを銘記しなければならない。

(2) 第2項関係

「事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意」とあるのは、

相手に向けて直ちに拳銃を撃たなければ人質等の被害者や自己の命が危ない場合のような急迫した事態においては、求められる注意義務は軽減され、他方、周囲の状況のいかんによっては、第三者に被害を及ぼさないよう注意すべきこととなる等、具体的な状況に応じ合理的な範囲の注意義務を負うことを明らかにしたものである。

(3) 具体例

威嚇射撃をした上で相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例は、別表7のとおりである。

7 第9条（部隊組織及び複数により行動する場合）関係

(1) 第2項関係

第2項中「拳銃の使用に係る適切な役割分担」とは、現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うための役割分担であり、射撃を率先して行う者、射撃を率先して行う者を援護する者、現場の捜査の指揮官、被害者を救護する者等の役割の分担が考えられる。役割分担については、平素から決めておく場合、現場に向かう際に決める場合及び現場において決める場合が考えられるが、いずれの場合にも階級、拳銃の使用の判断能力、射撃能力、現場経験及び防弾チョッキ等の着装の有無等を勘案して決めることとなる。

なお、拳銃の使用が予想されるときには、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担を行い、その下で拳銃を使用することが望ましいが、現場の状況は常に変化していることから、当初の役割分担にとらわれ、射撃を率先して行う者以外の者が拳銃の使用をためらうようなことのないよう、十分留意しなければならない。

(2) 第3項関係

「警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者」とは、所属長、当直責任者、通信司令官等を指す。

「必要な指示」とは、拳銃の使用に係る役割分担の指示だけでなく、受傷事故防止のため拳銃や装備品を携行するよう指示したり、現場において適切な役割分担を定めるよう指示したりすることも含む。

(3) 具体例

拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるための必要な指示の具体例は、別表8のとおりである。

8 第11条（拳銃の携帯）関係

(1) 第1項関係

第1項各号は、制服（活動服を含む。）を着用した警察官が拳銃を携帯しなくてもよい場合を掲げているが、各号に該当する場合であっても、拳銃を携帯する必要

がある場合にこれを排除するものではない。

(2) 第2項関係

「拳銃を使用する可能性のある職務に従事するとき」とは、「拳銃の使用が予想される場合」が個別具体的な事情に照らし自己又は被害者等にとって危険な状況の下での職務執行が予測される場合を指しているのに対し、当該職務の性質上一般論として拳銃使用の可能性を否定できない場合を指しており、個別具体の事情の下では拳銃を使用する可能性が低いという場合も含んでいる。

(3) 具体例

拳銃を使用する可能性のある職務の具体例は、別表9のとおりである。

9 第12条（拳銃の携帯方法）関係

第1項ただし書中「職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる」具体例としては、捜査第一課の特殊事件捜査係が出勤服を着て拳銃を大腿部等に装着する場合などが考えられる。

10 第14条（拳銃の安全規則）関係

第2号中「所属長が特に指示したとき」とは、警察官が拳銃を緊急に使用する可能性のある職務に従事する場合に、安全装置を掛けた上で薬室にたまを装填することを所属長が指示をしたときである。当該所属長の指示については、具体的な状況に応じて個別に行うものだけでなく、例えば凶悪犯人の逮捕に赴く場合には薬室にたまを装填しておくよう、一般的な指示を行うこともあり得る。

指示に当たっては、所属長は、銃の種類によって異なる安全装置の安全性や薬室に装填したまま携帯する時間等を十分に考慮しなければならない。また、指示を受けた警察官は、安全装置の掛け忘れによって盲発事故を起こすことのないよう、細心の注意を払わなければならない。

11 第16条（訓練責任者）関係

警察本部長が訓練責任者として指定すべき者は、原則として各所属長であり、「命ぜられた部署」は当該所属となる。ただし、警察職員の拳銃に係る教養に関する事務を所掌する所属の長にあつては、所轄庁の全警察官の拳銃訓練の実施の責に任ずることとなる。

12 留意事項

別表1から9までに掲げた具体例については、第一線の警察官の適正かつ的確な拳銃の使用等に資するよう、代表的なものを一般化して掲げたものであつて、全ての場合を網羅的に掲げたものではないことから、これら具体例を参考としつつ、個別具体的な現場の状況に応じた適正かつ的確な拳銃の使用等に努めなければならない。

別表1（第4条関係）

あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる具体例

事 案	具 体 例
1 現場臨場	<p>(1) 拳銃又は刃物等の凶器を携帯した者が街中を徘徊しているとの通報を受け、現場又はその周辺に臨場する場合</p> <p>(2) 拳銃様の物を携帯した不審者が建物内に押し入ってきたとの通報を受け、現場に臨場する場合</p> <p>(3) 拳銃の発砲の通報を受け、現場又はその周辺に臨場する場合</p> <p>(4) 人質立てこもり事案の通報を受け、現場に臨場する場合</p> <p>(5) 暴走族等の飛行集団が刃物や鉄パイプ等の凶器を携帯し、多数集結している現場に臨場する場合</p> <p>(6) 集団密航事案において、密航ブローカー等が拳銃又は刃物等の凶器を携帯している蓋然性が高い現場に臨場する場合</p> <p>(7) 熊等の危険動物の出没事案で現場に臨場する場合</p>
2 職務質問	<p>(1) 警ら中、刃物等凶器らしき物を携帯した不審者を発見して職務質問を実施しようとする場合</p> <p>(2) 持凶器事案に関する緊急配備中、犯人に酷似した物に対し職務質問を実施しようとする場合</p>
3 強制捜査	<p>(1) 拳銃の不法所持の被疑事実により被疑者を逮捕する場合</p> <p>(2) 持凶器強盗事件等凶器を用いた凶悪犯罪の犯人が建物の中に逃げ込んだ場合で、逮捕するために当該建物の中に入る場合</p> <p>(3) 拳銃の不法所持の被疑事実により被疑者の住居等の捜索を行う場合で、被疑者又は関係者が警察官に対して抵抗する可能性がある場合</p> <p>(4) 拳銃の不法所持の被疑事実により暴力団事務所や暴力団員の住居等の捜索を行う場合</p> <p>(5) 銃刀法違反以外の被疑事実により暴力団事務所等の捜索を行う場合で、被疑者又は関係者が拳銃又は刃物等の凶器を所持している蓋然性が高い場合</p> <p>(6) 覚醒剤前科者宅の捜索を行う場合で、過去に同被疑者が逮捕・捜索時に抵抗して刃物を振り回した等の事実がある場合</p> <p>(7) 極左暴力集団の非公然アジト等の捜索を行う場合で、被疑者又はその関係者が拳銃又は刃物等の凶器を所持している蓋然性が高い場合</p> <p>(8) 密航者隠匿場所の捜索等を行う場合で、被疑者又はその関係者が拳銃又は刃物等の凶器を所持している蓋然性が高い場合</p>
4 警戒警備	<p>(1) 暴力団抗争事件で張付け警戒を実施する場合において、警戒中の警察官等に対して、拳銃又は刃物等の凶器による</p>

	襲撃が予想される場合
(2)	重要防護対象施設において警戒中の警察官に対して、拳銃又は刃物等の凶器による襲撃が予想される場合
(3)	警衛・警護に従事中、警衛・警護対象者に対して、拳銃又は刃物等の凶器による襲撃が予想される場合

別表 2 (第 5 条関係)

拳銃を構えることができる具体例

事 案	具 体 例
1 現場臨場	(1) 刃物を携帯した者が街中を徘徊しているとの通報を受け現場臨場したところ、その者が刃物を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(2) 刃物を使用した傷害事件現場に臨場したところ、犯人が刃物を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(3) 強盗の通報を受け現場臨場したところ、犯人が隠し持っていた拳銃様の物を取り出そうとした場合
	(4) 拳銃の発砲の通報を受け現場に臨場したところ、犯人らしき者が懐に手を入れ、何かを取り出そうとした場合
	(5) 暴走族等の非行集団がい集している現場において、数人の少年が鉄パイプ等を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(6) 極左暴力集団による、テロ、ゲリラ、内ゲバ事件の現場において、犯人が鉄パイプ又は刃物等を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(7) 集団密航事案の現場において、密航ブローカー等が刃物を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(8) 公道上で刃物を振り回している者が、通行人に対して襲いかかる氣勢を示している場合
	(9) 持凶器強盗事件現場に臨場したところ、犯人が近くにいる通行人を人質に取ろうとした場合
2 職務質問	(1) 警ら中、不審者を発見し、職務質問するために近づこうとしたところ、相手が隠し持っていた刃物を取り出して警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(2) 不審車両を発見し、職務質問しようとしたところ、パトカーに車両を衝突させて抵抗しようとする場合
3 強制捜査	(1) 犯人を逮捕しようとする際、犯人が激しく暴れてこれに抵抗し、警棒等では対応できないと判断された場合
	(2) 逮捕又は捜索等の職務執行の現場で、被疑者又は関係者が刃物を警察官に向けて身構え、抵抗しようとした場合
	(3) 逮捕又は捜索等の職務執行の現場で、被疑者又は関係者が隠し持っていた拳銃様の物を取り出そうとした場合

	(4) 不法に拳銃を所持している者を逮捕しようとしたところその者が拳銃を携帯したまま逃走しようとした場合
4 交通取締り	車両検問勤務に従事中、警察官に対して衝突を図ろうとする車両を認めた場合
5 警戒警備	(1) 暴力団抗争事件における張付け警戒に従事中、暴力団員が隠し持っていた拳銃を取り出そうとする等、警察官を襲撃しようとした場合
	(2) 重要防護対象施設の警戒に従事中、相手が隠し持っていた拳銃を取り出そうとする等、警察官を襲撃しようとした場合
	(3) 警衛・警護に従事中、相手が隠し持っていた拳銃を取り出そうとする等、警衛・警護対象者を襲撃しようとした場合

別表3（第6条関係）

予告することなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例

1 事態が急迫であって予告するいとまのないとき

事案	具体例
(1) 現場臨場	ア 暴走族等の非行集団の集現場において、警察官を取り囲んだ多数の者がやにわに鉄パイプ等の凶器を用いて警察官に向かって襲いかかってきた場合
	イ 傷害事件の通報を受け現場臨場したところ、犯人がやにわに警察官に向けて刃物を突き刺してきた場合
	ウ 傷害事件の通報を受け現場臨場したところ、犯人が今にも刃物を被害者に突き刺そうとしており、直ちに拳銃を犯人に向けて撃たなければ被害者の生命が危険であると認められる場合
	エ 警ら中に拳銃の発砲音を聞き現場臨場したところ、犯人が今にも拳銃を被害者に向けて撃とうとしている場合
(2) 職務質問	ア 職務質問のため不審者に接近したところ、相手がやにわに隠し持っていた刃物を取り出し、警察官に向けて突き刺してきた場合
	イ 職務質問のため不審者に接近したところ、相手がやにわに拳銃を取り出し、警察官に向けて撃とうとした場合
	ウ 盗難手配の出ている不審車両を発見したので、職務質問を行うために停止を求めたところ、これに応じないで、突然周囲の人や物に車を衝突させながら逃走しようとした場合
(3) 強制捜査	ア 被疑者宅の捜索に際し、被疑者又は関係者が警察官の直近に迫り、殺傷力の強い鉄パイプ等を頭部に目掛けて今にも打ち下ろそうとしている場合
	イ 被疑者宅の捜索に際し、被疑者が隠し持っていた拳銃をいきなり取り出して警察官に向けて撃とうとした場合
(4) 交通取締り	検問を突破すべく、車を急発進させて検問従事中の警察官に

	向かってきた場合
(5) 警戒警備	警衛・警護に従事中、相手が警衛・警護対象者の比較的近い場所から急に飛び出し、当該対象者に向けて拳銃を撃とうとした場合

- 2 予告することによりかえって相手を興奮させてしまうなど相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるとき

具	体	例
		凶器を使用し、人質を取った凶悪犯人が、人質の解放の説得に応じず、かつ、凶器で危害を加えるそぶりを見せる等人質の生命に危険が切迫しているような状況下において、「撃つぞ」と予告することによりかえって犯人が興奮して人質の生命、身体への危険が高じると認められる場合

別表 4（第 7 条関係）

威嚇射撃をすることができる具体例

- 1 多衆を相手にするとき

事 案	具	体	例
(1) 現場臨場			傷害事件の通報を受け現場臨場したところ、暴力団員等が多数で乱闘しており、警察官の制止に従わない場合
(2) 職務質問			暴走族等の非行集団に対して職務質問しようとしたところ、逆に多数で警察官を取り囲み、鉄パイプ等の凶器を用いて抵抗しようとした場合
(3) 強制捜査			犯人を逮捕しようとする際、犯人以外の多数の者が凶器を用いて警察官に抵抗しようとした場合

- 2 相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるとき

具	体	例
(1)		第 1 現場において拳銃を構えたにもかかわらず、なお刃物での抵抗を中止しなかった犯人が、逃走の後、第 2 現場において再び警察官に刃物で抵抗しようとした場合
(2)		拳銃又は刃物等の凶器を携帯した凶悪犯人を逮捕しようとしたところ、背を向けて逃走した場合
(3)		別表 2（拳銃を構えることができる具体例）のうち、相手が拳銃を取り出そうとした具体例以外において、警察官が相手に向けて拳銃を構えたにもかかわらず、相手が行為を中止しない場合

別表 5（第 7 条関係）

威嚇射撃をすることなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例

事 案	具 体 例
1 事態が急迫で射撃を要するときは	別表3（予告することなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例）の1（事態が急迫であって予告するいとまのないときを準用）
2 威嚇射撃をして相手を止めないときは	<p>(1) 別表3（予告することなく相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例）の2（違法行為等を誘発するおそれがあると認めるとき）を準用</p> <p>(2) 第1現場において犯人に対し威嚇射撃をしたにもかかわらず、なお刃物での抵抗を中止しなかった犯人が、逃走の後、第2現場において再び警察官に向けて刃物を突き刺そうとした場合で、拳銃を犯人に向けて撃たなければ自己の生命、身体を防衛し、又は犯人を逮捕することができないと認めるとき。</p>
3 周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、又は損害を及ぼすおそれがあるときは	<p>(1) 別表4（威嚇射撃をすることができる具体例）のうち、相手が逃走した具体例以外において、当該場所に群衆が集まり、又は建物が密集している等、威嚇射撃をすると直接又は跳弾により人に危害等を及ぼすおそれがある場合において、警察官が拳銃を撃つことの予告をしたにもかかわらず、相手が行為を中止せず、警察官又は一般市民に襲いかかってきた場合で、拳銃を相手に向けて撃たなければ自己又は他人の生命、身体を防衛し、又は犯人を逮捕することができないと認めるとき。</p> <p>(2) 別表4（威嚇射撃をすることができる具体例）のうち、相手が逃走した事例において、当該場所に群衆が集まり、又は建物が密集している等、威嚇射撃をすると直接又は跳弾により人に危害等を及ぼすおそれがある場合において警察官が拳銃を撃つことの予告をしたにもかかわらず、相手が逃走を中止しない場合で、相手が連続殺人犯である等このまま逃走を許せば一般市民の生命、身体に危害を及ぼすことが十分予想され、拳銃を相手に向けて撃たなければ逮捕することができないと認めるとき。</p>

別表6（第7条関係）

狂犬等の動物その他の物に向けて撃つことができる具体例

具	体 例
1	人に危害を加えるおそれのある狂暴な熊等の動物が、人里に現れた場合
2	車を使用して逃走しようとする凶悪犯人の逃走を最小限に食い止めるため、警察官が停車中の当該車両に接近してタイヤを撃つ場合

別表7（第8条関係）

威嚇射撃をした上で相手に向けて拳銃を撃つことができる具体例

具	体 例
---	-----

1	別表4（威嚇射撃をすることができる具体例）のうち、犯人が逃走した具体例以外において、警察官が拳銃を撃つことの予告及び威嚇射撃をしたにもかかわらず、相手が行為を中止せず、警察官又は一般市民に襲いかかってきた場合で、拳銃を相手に向けて撃たなければ自己又は他人の生命、身体を防衛し、又は犯人を逮捕することができないと認めるとき。
2	別表4（威嚇射撃をすることができる具体例）のうち、犯人が逃走した具体例において、警察官が拳銃を撃つことの予告及び威嚇射撃をしたにもかかわらず、相手が逃走を中止しない場合で、相手が連続殺人犯である等このまま逃走を許せば一般市民の生命、身体に危害を及ぼすことが十分予想され、拳銃を相手に向けて撃たなければ逮捕することができないと認めるとき。

別表8（第9条関係）

拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるための必要な指示の具体例

具	体	例
<p>銃器又は刃物を使用又は所持していると認められる事案に関する110番通報を通信指令室において受理した場合で、警察官が複数で現場臨場することを認知した場合、通信指令官が、拳銃を携帯して臨場することや、拳銃を使用する場合には適切な役割分担を行うよう配意することを指令する。</p> <p>これを受けて所属長は、射撃能力の最も高い者を射撃を率先して行う者とし、階級上位の中で現場経験の最もある者を現場指揮官とするなどの役割分担を指示する。</p>		

別表9（第11条関係）

拳銃を使用する可能性のある職務の具体例

事案	具	体	例
1 現場臨場	(1)	拳銃、刃物等の凶器を使用した犯行現場に赴く場合	
	(2)	暴走族等非行集団間の対立抗争事案の現場に赴く場合	
2 捜査活動	(1)	拳銃不法所持の被疑事実により捜索を行う場合	
	(2)	拳銃不法所持の被疑者の逮捕に赴く場合	
	(3)	暴力団関係者、銃器犯罪被疑者等銃器所持の蓋然性が高い相手の逮捕又は関連場所の捜索を行う場合	
	(4)	持凶器強盗を敢行する犯罪グループ検挙のため、よう撃捜査に従事する場合	
	(5)	すり等を敢行する来日外国人組織窃盗グループの検挙活動に従事する場合	
	(6)	持凶器事案の発生に際し、緊急配備、検問等に従事する場合	
	(7)	機動捜査隊員が機動捜査活動に従事する場合	
	(8)	極左暴力集団によるテロ、ゲリラ、内ゲバ事件のよう撃	

	捜査に従事する場合
	(9) 密航者運搬船の検索又は密航者隠匿場所の捜索に従事する場合
3 交通取締り	鉄パイプ等の凶器を携帯している暴走族等非行集団の取締りに従事する場合
4 警戒警備	(1) 重要防護対象施設の警戒に従事する場合
	(2) 警衛・警護に従事する場合